

特定開発事業に係る防犯灯設置に関する指針について

厚木市住みよいまちづくり条例第 39 条の規定にあります防犯灯の設置については、次の事項に御留意ください。

- 1 本指針は、次に示す特定開発事業が該当となります。
 - (1) 宅地分譲目的若しくは、マンション建設目的で、開発面積が 1,500 m²以上の場合
 - (2) 開発面積が、3,000 m²以上の場合
- 2 上記(1)及び(2)に該当する場合の取扱いは次のとおりです。
 - (1) 開発区域内及び開発区域に接する公道に面した場所への防犯灯設置について、地元自治会（自治会長）と協議をお願いします。
 - (2) 地元自治会から防犯灯の設置要請があった場合、事業者負担において誠意をもって設置をお願いします。

なお、防犯灯は次の基準を満たす照明機器を設置してください。

 - ① LED 光源であること
 - ② 自動点滅器がついていること
 - ③ 電力会社申請入力容量が 10VA 以下の照明機器であること
 - ④ 防犯灯の推奨照度基準クラス B+を満たす設置間隔が、16m 以上の性能を満たし、遮光板の取付け可能な照明灯であること
 - (3) 防犯灯の設置が決定した際には、防犯灯の仕様を確認の上、くらし交通安全課に設置箇所の位置図を提出いただくとともに、設置時期等について報告をお願いします。
 - (4) 防犯灯を設置する場合は、厚木市の管理プレートを取り付けてください。
管理プレートについては、くらし交通安全課でお渡ししております。
 - (5) 地元自治会と協議した結果については、設置の有無にかかわらず次の事項を記載の上、厚木市長宛ての報告書（書式任意）を工事完了検査受付時までにくらし交通安全課に提出してください。
 - ① 防犯灯設置についての協議結果
(防犯灯設置の有無・有の場合灯数)
 - ② 設置時期【設置する場合】
 - ③ 協議年月日
 - ④ 自治会名及び自治会長名
 - ⑤ 特定開発の受付番号
 - ⑥ 事業主及び代理人の住所・氏名
 - ⑦ 特定開発区域の地番
 - ⑧ 特定開発面積
 - ⑨ 特定開発事業の目的
 - (6) 防犯灯を NTT 柱に設置した場合、NTT への防犯灯添架申請及び東京電力申請も事業者負担において行なってください。
 - (7) 防犯灯の設置後において、維持・管理を厚木市へ移管する場合には、防犯灯移管申請書を事業者の責任において提出してください。

担当 くらし交通安全課

電話 (046) 225-2148 (直通)

(書式例)

年 月 日

厚木市長 様

特定開発事業に伴う防犯灯設置の協議結果について（報告）

私は、当該開発事業に伴う防犯灯設置について次のとおり地元自治会（自治会長）と協議したことを報告します。

LED 防犯灯を 設置する（ 灯） ・ 設置しない

設置する場合 【設置時期】 年 月 日

協議年月日 年 月 日

自治会名

自治会長

受付番号 厚開住収第 一 号

事業主 住所

氏名

代理人 住所

氏名

開発区域の所在及び地番 厚木市

開発面積 m²

特定開発事業の目的